

滋賀県希望が丘文化公園活性化方針(案)について

1 趣旨

希望が丘文化公園将来ビジョンおよび希望が丘文化公園基本計画に基づき社会情勢や利用者ニーズの変化に応える公園づくりが求められている中で、青少年宿泊研修所と野外活動施設の利用の減少や、公園内の施設の老朽化等に十分に対応できていない状況を踏まえ、公園が県内外の方々の交流・憩いの場、スポーツ・健康づくりに取り組める場などの役割を果たせるよう検討を行い、公園全体の魅力の向上と、年間来園者数100万人以上の目標を達成するため、活性化方針を策定する。

2 検討経過

- ・令和4年7月：県議会常任委員会に報告(骨子案)
- ・令和5年3月：県議会常任委員会に報告(検討状況)
- ・令和5年7月：公園利用団体、関係市町、有識者懇話会、民間事業者等との意見交換、
～11月 利用者アンケートの実施
- ・令和6年3月：県議会常任委員会に報告(素案)
- ・令和6年4月：民間事業者(11者)との対話(公募型サウンディング調査)を実施

※参加事業者の内訳

〔 キャンプ関係2者、スポーツ関係2者、造園関係2者、駐車場関係1者
施設管理関係2者、宿泊施設関係2者 〕

3 素案からの主な変更点 ※案の内容は別添のとおり

本文 頁	章	項目	変更内容	変更の理由
7	第2章	3 主な事業概要		
9	第4章	1 公園の現状 (1)利用状況 ア 来園者および施設利用者の推移	来園者数や主催事業の参加者数の最新値を令和5年度実績に置き換え	最新値に更新
16	第4章	2 目標達成に向けた課題		
16	第4章	1 公園の現状 (4)民間事業者との対話 (サウンディング調査)結果	令和6年4月実施のサウンディング調査結果を追加	最新情報を追加
19	第5章	2 スポーツゾーンの活性化方針	活性化方策の民間事業者の提案例として、「西第2駐車場でのアーバンスポーツ設備等の導入」の記述を削除し、子ども広場やピクニックランドを屋外アクティビティエリアとして活用するなかで、「デイキャンプ場、アーバンスポーツ広場、ジップラインの設置などを想定」と修正	災害時の受援対応のため

20	第5章	3 野外活動ゾーンの活性化方針	「なお、既存の野外活動施設について、民間事業者から活用の提案が無い場合は、廃止を予定しています。」を追記	既存の野外活動施設の取扱いを明記
25 ～ 29	第6章	1 事業手法 (2)事業手法の検討 (3)事業手法の概要 (4)事業手法の比較 (5)滋賀県 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針に基づく簡易検討結果 (6)先行事例の状況	滋賀県PPP/PFI手法導入優先的検討方針に基づき、①従来方式(公設公営方式)と②民設民営方式(PFI方式)を比較検討した結果等を追加	新規追加
32	第6章	4 事業費および経済波及効果	公園の再整備や管理運営に要する概算費用とこれに伴う経済波及効果を追記	新規追加

4 滋賀県 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針に基づく簡易検討の結果

従来方式による場合とPPP/PFI手法であるPFI(BTO)方式を導入した場合との間で費用等の総額を比較し、採用手法の簡易検討を行った。

(検討結果)

事業手法	従来手法と比較した VFM(財政支出削減率)
PFI(BTO)方式	10.6億円、10.5%

財政支出の削減が見込まれるが、簡易的で定量的な検討の結果であるため、活性化事業の実施に最適な事業手法について、他の手法も含めてさらに詳細な導入可能性調査を行う。

※PFI(BTO(Build Transfer Operate))方式:事業者が資金調達を行い、施設を建設し、所有権を公共側に移転した後、運営を行う方式

5 事業費および経済波及効果

(1)概算施設整備等費用

(総額) 約65億円

(内訳) 新宿泊施設整備費、青年の城解体費、キャンプサイトの基盤整備費、大型遊具等設置費、設計・工事監理費 など

※整備費用は、令和5年9月時点の単価等を基に計算しており、以降の物価上昇等の影響は加味していない。

(2)概算管理運営費(年間平均)

(総額) 約4.7億円

(内訳) 人件費および施設の維持管理費

(3) 経済波及効果

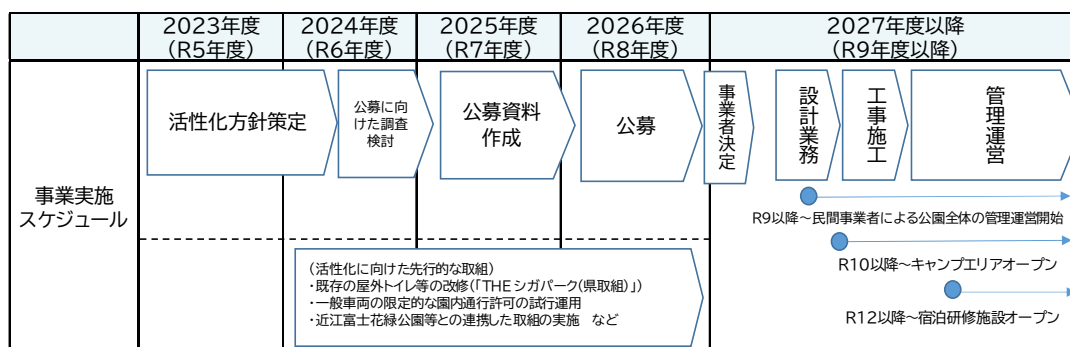
	建設・設計に伴うもの	維持管理に伴うもの	利用料金収入に伴うもの	事業期間合計
経済波及効果 (単位:億円)	88.4 (建設期間合計)	(年間) 6.4 (18年間)115.2	(年間) 1.7 (18年間)30.6	234.2

※「滋賀県経済波及効果分析ツール」(滋賀県総合企画部統計課)により推計

6 方針策定期期

令和6年7月

7 事業実施スケジュール(予定)



滋賀県希望が丘文化公園の活性化の全体像(案)

(主なポイント)

- 文化ゾーンに「①新宿泊研修施設」、「②子どもであふれる広場(大型遊具等)」、「③キャンプエリア」を設置
→広大な自然を活かした活動拠点として再整備、公園の集客のメインコンテンツ
- 公園内の移動手段を改善→文化ゾーンとスポーツゾーンの相互利用の拡大



公園の将来ビジョンに掲げる
年間来園者数100万人以上の達成

スポーツゾーンの活性化イメージ図



ポイント①

【新宿泊研修施設】

(目指す施設の姿)

- 公園全体および周辺施設の活動拠点として宿泊研修施設を生まれ変わらせ、将来を見据えた持続的な運営を実現する
- 従来の学校利用やスポーツ団体の合宿利用に加え、以下の新たな利用を拡大させる
 - 文化団体の合宿利用、企業等の研修利用、家族等のレジャー利用
 - 周辺のスポーツ施設や集客施設利用者の宿泊利用
- スポーツ・自然体験・文化合宿の聖地とする

(現状・課題)

- 一定の利用はあるが、利用者は減少傾向
- 50年以上前の建築で、施設が老朽化
- 20人部屋中心で、現在の利用者ニーズに対応していない
- 研修室等の稼働率が低く、有効活用できていない
- 文化団体や企業、家族などの利用が少ない
- 周辺施設と連携した利用につなげられていない

(目指す施設の姿に向けた新たな方策)

- 少人数定員の宿泊室中心とし、誰もが利用しやすい施設とする
- 音楽活動やクラフト活動など多用途に使える多目的室等を設置
- ユニバーサルデザイン、デジタル技術の活用、ZEBready対応、積極的な木質化
- 周辺施設と連携した利用促進策の導入

活性化前の状況



活性化後のイメージ



ポイント②

【子どもであふれる広場(大型遊具等の設置)】

- 大型のインクルーシブ遊具や複合遊具等を複数設置
- 年齢や障害の有無を問わず子どもが思い切り遊べる

活性化前の状況

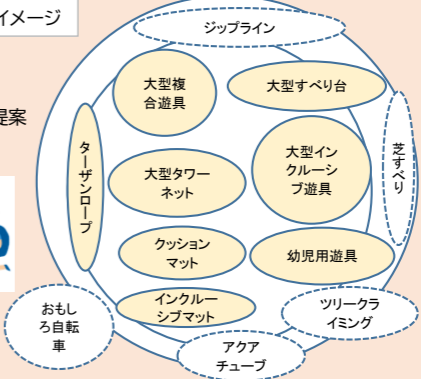


活性化後のイメージ



遊具設置イメージ

- = 県設置
- = 事業者提案

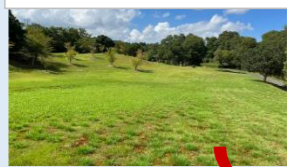


ポイント③

【キャンプエリア候補地】

- 宿泊研修施設と近接し、相互利用にも便利
- 青少年の野外活動体験やキャンプリーダー事業の実施による人材育成、ファミリーキャンプ等がゾーン内で完結

活性化前の状況



活性化後のイメージ



キャンプリーダー事業の実施

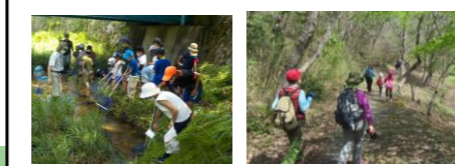


屋外チームビルディング体験エリア候補地



【野外活動ゾーン】

- 「ありのままの自然に触れるゾーン」とし、自然観察や体験活動等の場として活用



野外活動ゾーンへ

桜の森

ドッグラン候補地



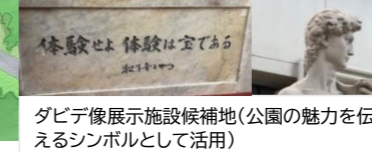
多目的広場

東駐車場

東ゲート

各施設の相互利用が可能となり、利便性向上

※「候補地」としているエリアは、民間事業者からの提案可能エリア



文化ゾーンの活性化イメージ図

滋賀県希望が丘文化公園活性化方針(案)【概要版】

第1章 活性化方針策定の趣旨等

- ①策定の趣旨:公園将来ビジョンおよび公園基本計画に基づき、青少年宿泊研修所および野外活動施設の利用の減少や、公園内の施設の老朽化等に十分に対応できていない状況を踏まえた検討を行い、公園全体の魅力の向上と、年間来園者数100万人以上の目標を達成するため、活性化方針を策定する。
- ②方針の位置づけ:
 - 平成27年度に公園将来ビジョンを策定。基本理念を『人と人』『人と自然』の関わりを深め、心の豊かさを育む公園とし、目標を年間来園者数100万人以上とした。
 - 平成29年度に将来ビジョンに基づき、老朽化した施設の更新や基本理念を根付かせる取組を含めた公園基本計画を策定。スポーツ施設(球技場、陸上競技場、スポーツ会館)の老朽化対応や機能向上のための改修を完了。
 - 基本計画に基づき、文化ゾーンと野外活動ゾーンは、本公園の自然を活かした取組を重点的に進めるエリアとして、魅力をより一層高め、利用者を増やすための民間活力の活用可能性など、活性化に向けた方策を検討し、併せて公園全体の効果的・効率的な管理方針の検討を行い策定するもの。

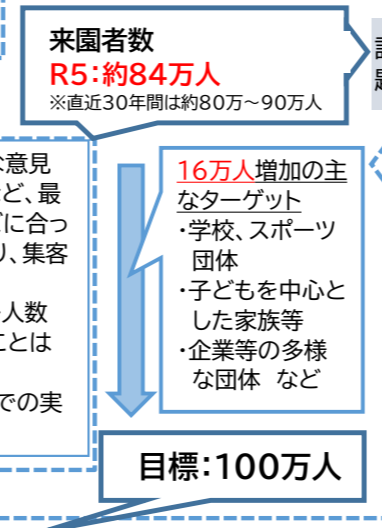
第2章 公園の概要(省略)

第3章 活性化方針の目標と目指す公園の姿

- <活性化方針の目標>
公園将来ビジョンに掲げる「令和22年度(2040年度)に年間来園者数100万人以上」の達成
- <活性化方針が目指す公園の姿>
「自然×憩い×体験×スポーツ」で、訪れる方の心と体が健康に、そして元気になる公園
- <基本方針>
 - ①誰もが安心して様々な用途で利用しやすい公園とする。
 - ②豊かな自然などの公園の特性を踏まえ、既存の環境や施設をできる限り活かした、体験活動の場とする。
 - ③公園内の移動手段の改善やゾーン間の連携促進により、公園全体としての一体感や魅力を高める。

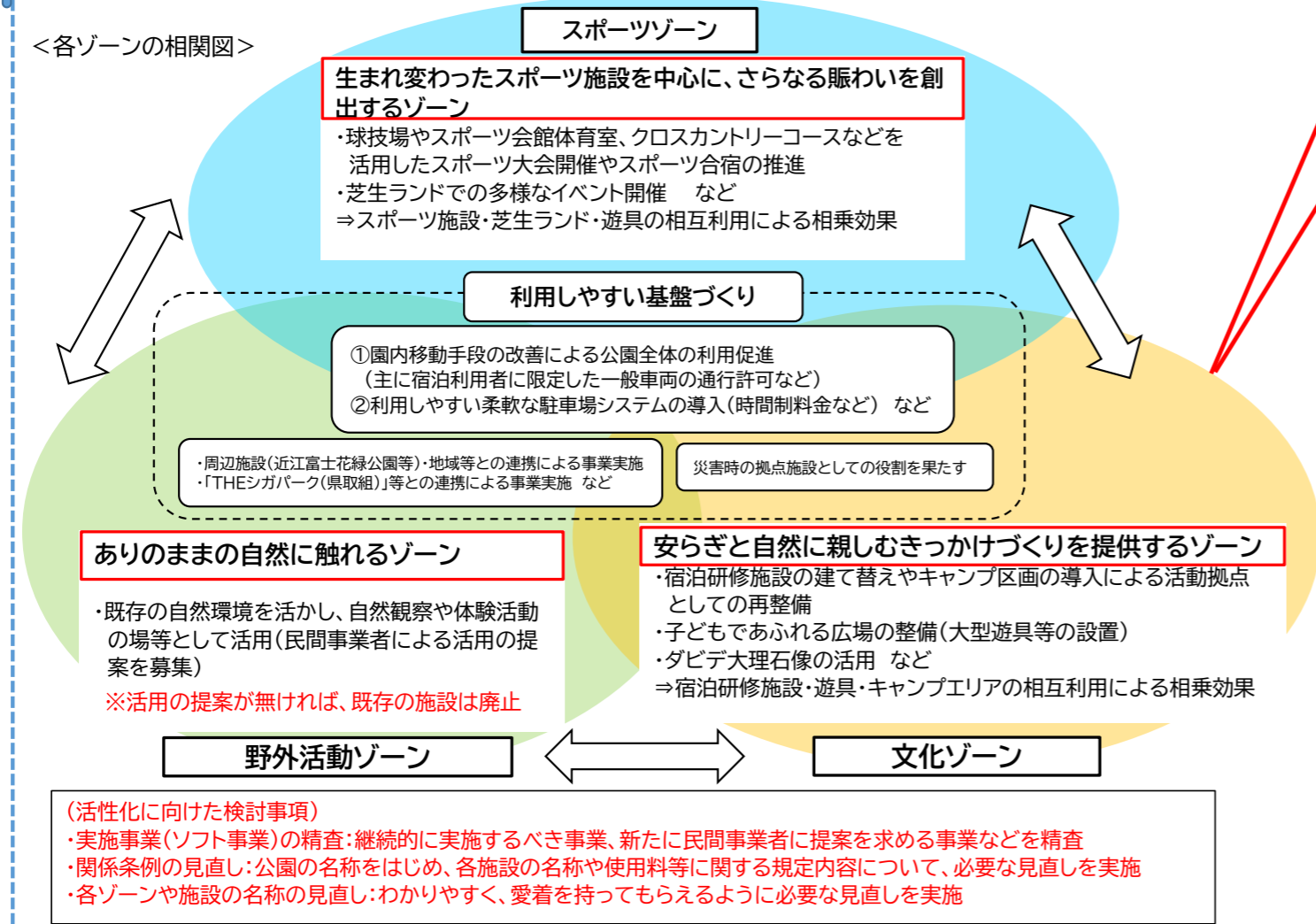
第4章 公園の現状と課題

- 現状
- 施設利用者数の推移は、改修が完了したスポーツ施設は増加傾向、青少年宿泊研修所および野外活動施設は減少傾向。
 - 青年の城は、スポーツ団体の利用の割合が増加。その他に企業や文化団体など多様な利用があるが割合は少ない。
 - 公園西側のスポーツゾーンと東側の野外・文化ゾーンが離れた立地で、園内の移動が不便。
 - 有識者・関係団体の意見
 - ・野外活動施設は老朽化し、現在の社会の価値観にそぐわない。
 - ・青年の城は古く、館内の動線が複雑。
 - ・もう少し小規模の部屋を備えた施設が良い。
 - ・園内道路の有効活用を望む。
 - LINEアンケートの結果(R5年度)
 - ・公園の利用目的の1位が「子ども用遊具の利用」。
 - 民間事業者の主な意見
 - ・オートキャンプ場など、最近のキャンプニーズに合った施設の整備により、集客が見込める。
 - ・コロナ禍を経て、多人数で同室に宿泊することは好まれない。
 - ・基盤整備は県負担での実施が望ましい。



- 課題
- 公園利用団体や民間事業者等の意見を踏まえた、主なターゲットの利用を増やすための課題
 - 【スポーツゾーン】子ども広場・ピクニックランド:魅力のあるコンテンツが無く利用が少ない
 - 【野外活動ゾーン】野外活動施設:区画が狭い、駐車場から遠いなど利用者ニーズの変化に対応していない
 - 【文化ゾーン】青年の城:20人部屋中心で、機能や設備が利用者ニーズの変化に対応していない
 - 東駐車場、多目的広場、桜の森:魅力のあるコンテンツが無く利用が少ない
 - 【公園全体】遊具:現行の安全基準を満たしておらず継続的な使用が困難
 - 駐車場:利用時間にかかわらず料金が一律 園内移動:移動手段が自転車やマイクロバスに限定

第5章 活性化方針(各ゾーン+基盤づくり)



- <活性化の拠点となる宿泊研修施設の概要>
- 施設整備の基本方針
 - ①青少年の宿泊体験学習やスポーツ合宿を中心に、幅広い世代・用途の受け入れを可能とし、誰もが安心して利用できる施設とする。
 - ②合宿や研修等の受け入れ機能の充実により、スポーツ活動や健康づくり、文化活動、自然体験活動、生涯学習の拠点施設とする。
 - ③園内外からの交通アクセスに配慮した位置に整備する。
 - 施設の整備予定地は、交通アクセスの良さ、キャンプや野外活動との相互利用の便利さ等を考慮し、東駐車場の一部とする。
 - 施設の宿泊定員は、必要な定員の確保と効率的な管理運営を考慮し、220人程度とする。
 - 施設の導入機能
 - ①宿泊部門:多様な利用者に対応できるよう少人数定員の部屋を中心とする。
 - ②研修部門:多用途に使用できる多目的室や大ホール、会議室を設ける。
 - ③パブリック部門:集団での利用も可能な大浴場や食堂等を設ける。
 - ④管理部門:施設および公園の管理に必要な事務室等を設ける。

第6章 活性化に向けた事業手法および事業期間等

- ①事業手法:
 - 公園全体を活用した、効果的・効率的な管理運営
 - 民間事業者のノウハウや創意工夫を活用した、官民連携による公園の再整備
 - 民間事業者の豊富なノウハウによる、既存の使い方に捉われない提案を受付
 - 滋賀県PPP/PFI手法導入優先的検討方針に基づく簡易検討の結果、従来手法と比較してPPP/PFI手法を導入した場合に、定量的に財政支出削減が見込まれるため、今後、詳細な導入可能性調査を実施
- ②費用負担の考え方
 - 県負担:県に求められる施設整備、基盤整備、実施事業の費用
 - 民間事業者負担:提案による施設設置、機能追加、実施事業の費用
- ③事業期間:民間事業者の投資による施設の再整備や魅力向上実践のため、15~20年に設定
- ④事業費:概算施設整備等費用を約6.5億円、概算管理運営費(年間平均)を約4.7億円と想定
- ⑤事業実施スケジュール

	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度以降 (R9年度以降)
事業実施スケジュール	活性化方針策定	公募に向けた調査検討	公募資料作成	公募	事業者決定 設計業務 工事施工 管理運営
		〔活性化に向けた先行的な取組〕 ・既存の屋外トイレ等の改修(「THEシガパーク(県取組)」) ・一般車両の限定的な園内通行許可の試行運用 ・近江富士花緑公園等との連携した取組の実施 など			R9以降~民間事業者による公園全体の管理運営開始 R10以降~キャンプエリアオープン R12以降~宿泊研修施設オープン

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31

滋賀県希望が丘文化公園活性化方針

(案)



令和6年5月

滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課



目 次

1	第1章 活性化方針策定の趣旨等	1
2	1 活性化方針策定の趣旨	
3	2 活性化方針の位置づけ	
4	3 社会情勢の変化と県の動向	
5	4 SDGsおよびMLGsの達成に向けた取組	
6		
7	第2章 公園の概要	5
8	1 公園全体の概要	
9	2 主な施設概要	
10	3 主な事業概要	
11	4 公園の管理運営	
12		
13	第3章 活性化方針の目標と目指す公園の姿	8
14	1 活性化方針の目標	
15	2 活性化方針が目指す公園の姿	
16	3 基本方針	
17		
18	第4章 公園の現状と課題	9
19	1 公園の現状	
20	2 目標達成に向けた課題	
21		
22	第5章 活性化方針	18
23	1 公園全体の活性化方針	
24	2 スポーツゾーンの活性化方針	
25	3 野外活動ゾーンの活性化方針	
26	4 文化ゾーンの活性化方針	
27	5 利用しやすい基盤づくり	
28	6 周辺施設等との連携	
29	7 活性化に向けた検討事項	
30		
31	第6章 活性化に向けた事業手法および事業期間等	25
32	1 事業手法	
33	2 費用負担の考え方	
34	3 事業期間	
35	4 事業費および経済波及効果	
36	5 活性化方針の事業実施スケジュール	

第1章 活性化方針策定の趣旨等

1 活性化方針策定の趣旨

滋賀県希望が丘文化公園(以下「公園」という。)は開園から50年以上が経過し、希望が丘文化公園将来ビジョンおよび希望が丘文化公園基本計画に基づき社会情勢や利用者ニーズの変化に応える公園づくりが求められている中で、青少年宿泊研修所および野外活動施設の利用の減少や、公園内の施設の老朽化等に十分に対応できていない状況を踏まえ、公園が県内外の方々の交流・憩いの場、スポーツ・健康づくりに取り組める場などの役割を果たせるよう検討を行い、公園全体の魅力の向上と、年間来園者数100万人以上の目標を達成するため、活性化方針を策定します。

2 活性化方針の位置づけ

(1)希望が丘文化公園将来ビジョン

本県での国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催など、スポーツ・健康づくりの機運が高まっていることなどの背景を踏まえ、公園を取り巻く現状や課題を整理するとともに、将来の方向性を明らかにするために平成27年度(2015年度)に策定しました。

将来ビジョンでは、公園の強みを「豊かな自然を持つ公園」、「スポーツ・レクリエーション機能を持つ公園」、「教育的機能を持つ公園」、「人と人をつなぐ公園」とし、公園の課題を「人口減少・少子高齢化に関する課題」、「スポーツ・レクリエーションの推進に関する課題」、「公園の管理に関する課題」、「魅力づくり・魅力発信に関する課題」と整理しています。これらを踏まえ、基本理念を『人與人と自然』の関わりを深め、心の豊かさを育む公園、目標を年間来園者数100万人以上(令和22年度(2040年度))などとし、取組の方向性を「公園の機能を知り、利用する」、「みんなで希望が丘文化公園を育てる」、「みんなで希望が丘文化公園を発信する」としました。

(2)希望が丘文化公園基本計画

将来ビジョンに基づき、将来像の実現を図る取組を着実に実施していくため、老朽化した施設の更新、また、基本理念を根付かせるための取組を含めて、平成29年度(2017年度)に公園基本計画を策定しました。

基本計画では、計画期間を平成30年度(2018年度)からの5年間とし、公園の役割を「広大なフィールドを活かした交流・憩いの場」、「多世代でのスポーツ・健康づくりの推進」、「貴重な自然を体験し楽しみながら学ぶ場」と位置づけ、具体的な取組としては、「公園の役割を果たす事業展開」、「安心して快適に利用できる施設の整備」、「公園の役割・魅力のPR」、「利便性の向上」、「管理運営のあり方」の5点の方針を示しました。この取組方針に基づき、平成30年度以降、スポーツ施設の老朽化対応や機能向上のための改修を進め、令和6年1月にすべての改修を完了しました。

また、この取組方針のうち「管理運営のあり方」では文化ゾーンおよび野外活動ゾーンは、「本公園の自然を活かした取組を重点的に進めるエリアとして、魅力をより一層高め、利用者を増やすための民間活力の活用の可能性など、活性化に向けた方策を検討し、併せて「公園全体の効果的・効率的な管理方針の検討を行う」としています。これらを受けて、文化ゾーンおよび野外活動ゾーンでの今後の施設の再整備や管理運営において、民間事業者のノウハウ等を最大限活用し、公園全体の魅力を向上させるための具体的な方針として、活性化方針を策定するものです。

1 この方針を基に、今後、より具体的な整備内容や事業スキーム等の検討を行います。

2

3 社会情勢の変化と県の動向

4 (1)人口減少・高齢化の進行

5 本県の人口は、平成25年(2013年)の約142万人をピークに、近年は人口減少に転じています。
6 また、年少人口(0～14歳)は、長期的に減少傾向が続いている一方で、高齢者人口(65歳以上)
7 は、増加し続けており、2000年代前半には、年少人口を上回っています。

8 本県の人口減少の緩和を図るとともに、人口減少の時代に柔軟に適応した活力ある地域づくりを
9 進めるため、「人口減少を見据えた未来へと幸せが続く滋賀 総合戦略」を令和2年(2020年)3月
10 に策定しました。

11

12 (2)脱炭素社会へ向けた動きの加速

13 2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」の宣言が政府から出されるなど、脱炭素化に
14 向けた世界的な潮流が加速化する中で、本県においても、2020年1月にCO₂排出量実質ゼロ
15 (2050年)を目指す、しがCO₂ネットゼロムーブメント・キックオフ宣言を行いました。

16 また、2050年の「CO₂ネットゼロ」の実現に向けた取組を通じて地域の持続的な発展を実現す
17 る「CO₂ネットゼロ社会づくり」を推進し、より豊かな滋賀を次の世代に引き継いでいくため、「滋賀
18 県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」を令和4年(2022年)3月に策定しました。

19

20 (3)DX(デジタル・トランスフォーメーション)の進展

21 本格的な人口減少や少子高齢化が加速し、各産業で労働力不足や競争力の低下が課題となる一
22 方、デジタル技術革命が世界的規模で進行し社会構造の変化が進展しています。

23 その中で、デジタル技術の進展に的確に対応しつつ、県民、事業者、各種団体、大学、行政等の多
24 様な主体が、デジタル技術・データの利活用の促進やDXの取組についての方向性を共有し、それら
25 の取組において連携を深めていくために「滋賀県DX推進戦略」を令和4年(2022年)3月に策定し
26 ました。

27

28 (4)「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正(令和3年(2021年)5月)

29 令和3年(2021年)5月に改正された「障害者差別解消法」では、事業者においても、障害者から
30 何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要
31 かつ合理的な配慮(合理的配慮※)を行うことが義務化されました。

32 ※障害者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、負担が重くない範囲で行
33 う配慮のこと。

34

35

36

37

38

39

1 **(5)SDGsの取組の推進**

2 2015年9月に国際連合において、「SDGs(持続可能な開発目標)」が採択され、世界が取り組む
3 2030年までの目標が作成されました。

4 本県は、令和元年(2019年)7月に、持続可能な滋賀を支えるため、経済、社会、環境の三側面
5 の調和を意識し、多角的な視点を持つ人づくりを行うなど、SDGsの達成に向けた取組を提案し、
6 内閣府が選定する「SDGs未来都市」に選定されています。

7 さらに本県では、「琵琶湖」を切り口とした2030年の持続可能社会への目標(ゴール)として、
8 「琵琶湖版のSDGs」である「マザーレイクゴールズ(MLGs)」を定めました。

9
10 **(6)滋賀県基本構想の策定(平成31年(2019年)3月)**

11 「滋賀県基本構想」は、2030年までを計画期間とする県の最上位計画であり、「変わる滋賀 続く
12 幸せ」を基本理念に、自分らしい未来を描ける生き方と、その土台となる経済、社会、環境のバランス
13 の取れた持続可能な滋賀の実現を目指しています。

14
15 **(7)滋賀県基本構想実施計画 第2期～みんなで描き、ともに創る「健康しが」～の策定(令和5年
16 (2023年)3月)**

17 「滋賀県基本構想実施計画」は、滋賀県基本構想に基づく県の取組を着実に進める上で必要な主
18 要政策を定めるために策定しています。「健康しが」を目指す姿とし、「ひとの健康」、「社会・経済の健
19 康」、「自然の健康」を実現するための13の政策の柱をまとめています。

20
21 **(8)子どもを真ん中においた取組「子ども・子ども・子ども」の実施**

22 「子ども」を大切に育み、「子ども」の思いや発想を大事にしながら一緒に社会をつくり、先の世代
23 のまだ見ぬ「子ども」にも思いを馳せながら、「子ども」と、「子ども」に関わるみんなの笑顔が育まれ
24 るよう、「子ども・子ども・子ども」を県の施策における大切な視点とし、子どもを真ん中においた取
25 組を展開しています。

26
27 **(9)「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」の改定(令和5年(2023年)10月)**

28 「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、平成17年にユニバーサルデザイン
29 社会の実現を目指して、県、市町、県民、民間団体等が連携して取組を進めるため策定した本指針を
30 改定しました。公共の交通機関や建物、公園等におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の取
31 組を進めることが盛り込まれています。

32
33
34 **(10)「THE シガパーク」の取組の実施**

35 滋賀県全体が水と緑と人でつながった一つの公園のようになった姿を指す県の取組を「THE シ
36 ガパーク」として展開しています。本公園も「THE シガパーク」を構成する一つの公園として、他の
37 公園との連携や情報発信による魅力向上に取り組んでいます。

1 (11)スポーツ・健康づくりの機運の高まり

2 令和7年(2025年)に第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会が本県で
3 開催されるなど、スポーツ・健康づくりの機運が高まっています。本公園は国民スポーツ大会のラグ
4 ビーフットボールの会場となっており、大会開催に向けてスポーツ施設の改修を行いました。

5

6 (12)「シガリズム」の推進

7 コロナ禍を経た新たな時代に対応する滋賀らしいツーリズムを「シガリズム※」として推進していま
8 す。本公園は令和4年滋賀県観光入込客統計調査において、県内で7番目に観光入込客数が多く、重
9 要な観光資源となっています。







10 ※「琵琶湖をはじめとした自然と歩みをそろえ、ゆっくり、ていねいに暮らしてきた、滋賀の時間の流れや
11 暮らしを体感できる、「心のリズムを整える新たなツーリズム」」の総称

12

13 4 SDGsおよびMLGsの達成に向けた取組

14 本県が持続可能な社会を目指して取り組む中で、本公園の活性化の取組においても、以下のよう
15 なSDGsおよびMLGsのゴールの達成を目指します。

16

SDGsのゴール	MLGsのゴール
<p>3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> 	<p>3 多様な生き物を守ろう</p> 
<p>11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> 	<p>5 恵み豊かな水源の森を守ろう</p> 
<p>17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> 	<p>10 地元も流域も学びの場に</p> 

31

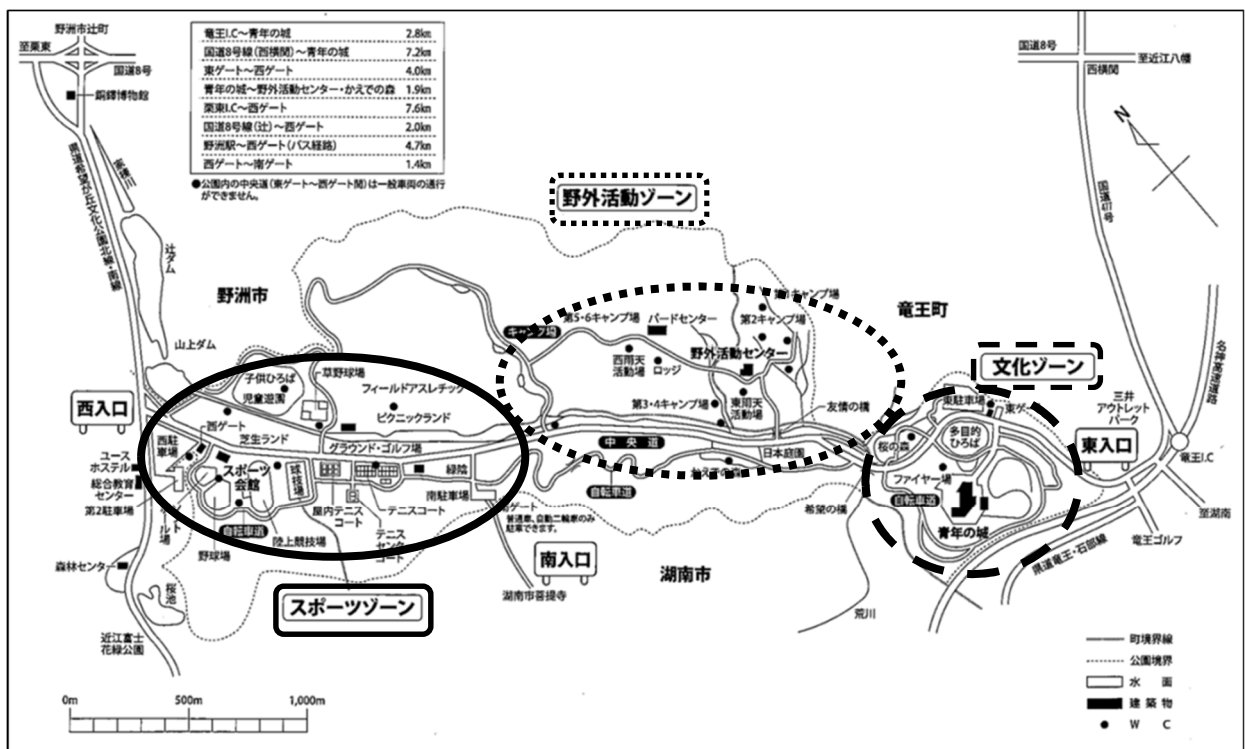
第2章 公園の概要

1 公園全体の概要

滋賀県希望が丘文化公園は、昭和47年度(1972年度)に開園し、令和4年度(2022年度)に開園50年を迎えました。野洲市、湖南市、竜王町の2市1町にまたがる約416haの広大な面積を有し、西入口は野洲駅から約5km、東入口は名神高速道路竜王インターチェンジから約2kmの位置にあります。

園内にはスポーツゾーン、野外活動ゾーン、文化ゾーンの3つのゾーンがあり、それぞれ異なる特徴を有しています。

公園全体が三上・田上・信楽県立自然公園の第2種および第3種特別地域に指定されており、野外活動ゾーンは、鳥獣保護および狩猟に関する法律で、より厳しい規制が適用される「特別保護地区」にも指定されています。



2 主な施設概要

園内は「スポーツゾーン」「野外活動ゾーン」「文化ゾーン」の3つのゾーンに分かれています。各ゾーン毎に拠点施設として、スポーツ会館、野外活動センター、青少年宿泊研修所(青年の城)があり、各施設の周囲には、関連するスポーツ施設や野外活動施設が配置されています。

ゾーン名	主な施設名	主な施設内容
スポーツ ゾーン (約54ha)	スポーツ会館	体育室(夜間利用可)、卓球場、多目的室、会議室、事務室
	陸上競技場	400mトラック、屋内練習場
	球技場	1面(夜間利用可)
	野球場	1面
	ソフトボール場	1面
	テニスコート	屋内3面(夜間利用可)、屋外13面
	草野球場	2面
	グラウンド・ゴルフ場	32ホール
	芝生ランド	6.7ha
	子供広場	すべり台、トランポリン
	ピクニックランド	13サイト
	フィールドアスレチック	56ポイント
	駐車場	西駐車場 1,170台 南駐車場 117台

((公財)滋賀県希望が丘文化公園が整備した施設を含む)



ゾーン名	主な施設名	主な施設内容
野外活動 ゾーン (約22ha)	野外活動センター	集会室、事務室
	キャンプ場	第1~6 キャンプ場(テント104張790名)
	ロッジ	8棟



ゾーン名	主な施設名	主な施設内容
文化 ゾーン (約19ha)	青年の城 本館	宿泊室(23室360名)、研修室、ホール、事務室 ダビデ大理石像 ほか
	青年の城 食堂棟	食堂、浴室
	多目的広場	4.3ha
	桜の森	展望台
	駐車場	東駐車場 344台 青年の城前駐車場 120台



〔ダビデ大理石像〕



「体験せよ 体験は宝である
松下幸之助」

3 主な事業概要

本公園ではスポーツ・健康づくり、自然体験、交流・憩いなどを目的とした主催事業を毎年50事業程度開催しています。クロスカントリー大会やキャンプリーダー養成事業、祭り事業など本公園の広大な敷地・自然を活かした事業を行っています。

区分	主な事業名	実施区分	参加者数 (令和5年度実績)
スポーツ・健康づくり	全国中学校駅伝大会	後援	15,727人
	希望が丘スポーツフェスティバル	主催	9,032人
	全日本びわ湖クロスカントリー大会	共催	2,622人
	びわ湖カップなでしこサッカー大会	主催	2,243人
	滋賀県高等学校駅伝競走大会	共催	2,120人
自然体験	希望が丘キャンプリーダー養成講習会、研修会	主催	1,505人
	希望が丘アウトドアスクール	主催	823人
	希望が丘プチキャンプ	主催	281人
	希望が丘ファミリーキャンプフェスタ	主催	149人
	希望が丘自然観察会	主催	125人
交流・憩い	希望が丘秋まつり	主催	10,826人
	希望が丘新緑祭	主催	8,928人
	希望が丘スプリングフェスティバル	主催	7,709人
	希望が丘ふれあい祭	主催	6,858人
	希望が丘交流ひろば	主催	1,420人

4 公園の管理運営

本公園は、財団法人希望が丘文化公園管理公社の管理運営により開園してから、類似の財団法人との統廃合を経て、現在は公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園が管理運営を行っています。また、公園の管理運営の手法として、平成18年度から指定管理者制度を導入しています。

第3章 活性化方針の目標と目指す公園の姿

1 活性化方針の目標

公園の将来ビジョンに掲げる以下の目標達成を活性化方針の目標とします。

年間来園者数:令和22年度(2040年度)100万人以上

2 活性化方針が目指す公園の姿

活性化方針の目標の達成に向けて、公園の強みである豊かな自然や、充実したスポーツ施設、本県の施策の方向性を踏まえ、活性化方針が目指す公園の姿を以下のとおりとします。

「自然×憩い×体験×スポーツ」で、訪れる方の心と体が健康に、そして元気になる公園

3 基本方針

目指す公園の姿を実現するために、活性化における基本方針を以下のとおりとします。

- (1)誰もが安心して様々な用途で利用しやすい公園とします。
- (2)豊かな自然などの公園の特性を踏まえ、既存の環境や施設をできる限り活かした、体験活動の場とします。
- (3)公園内の移動手段の改善やゾーン間の連携促進により、公園全体としての一体感や魅力を高めます。

第4章 公園の現状と課題

1 公園の現状

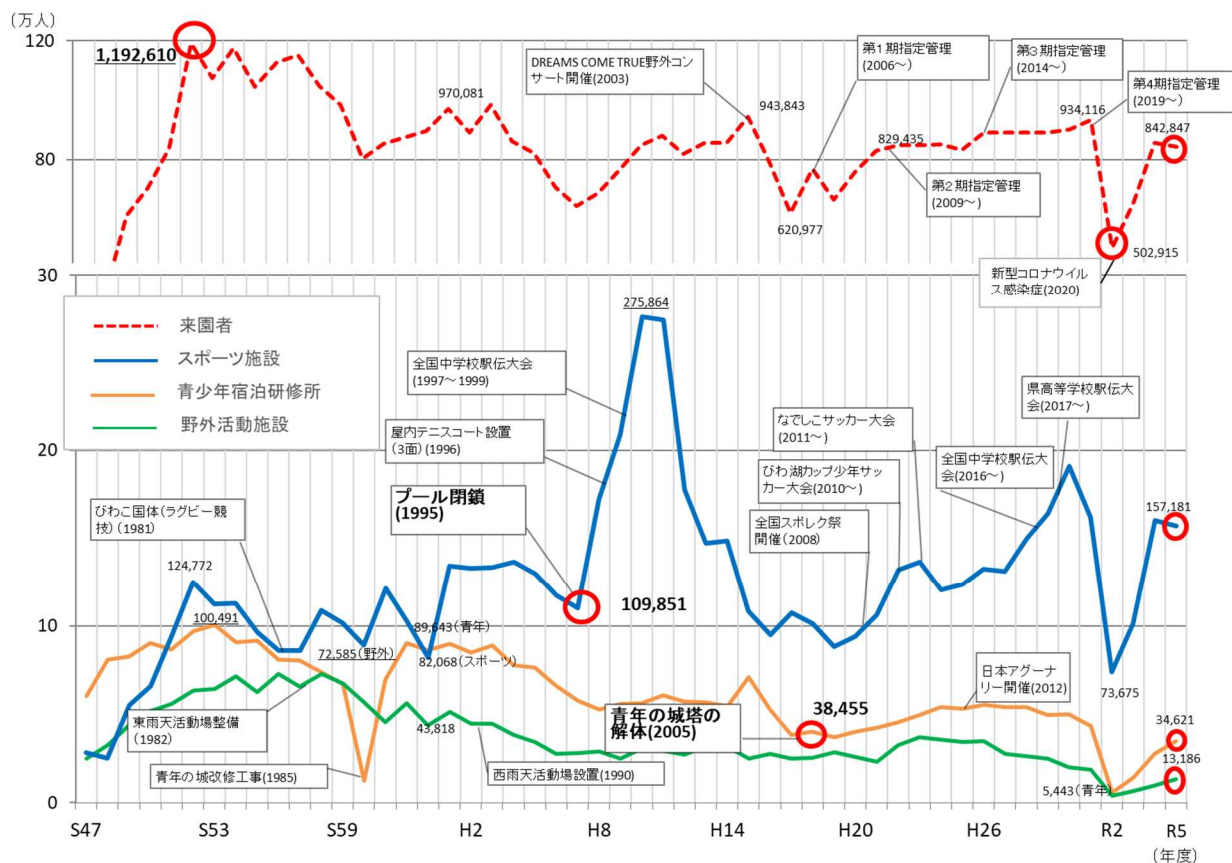
(1) 利用状況

ア 来園者および施設利用者の推移

来園者数は昭和52年度(1977年度)の約119万人を最大とし、スポーツゾーンのプールの閉鎖(平成7年度(1995年度))や青年の城塔解体(平成17年度(2005年度))、新型コロナウイルス感染症の感染拡大(令和2年度(2020年度))など、大きく落ち込む年度もあったものの、**昭和59年度～令和5年度(1984～2023年度)の40年間**は約80万人から90万人の間で推移しています。

また、施設利用者数の近年の傾向は、スポーツ施設が増加傾向、野外活動施設および青年の城は減少傾向となっています。

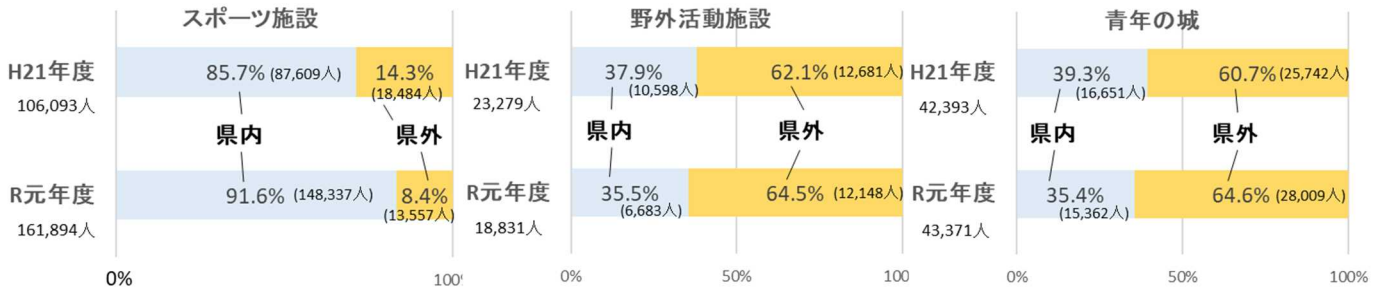
<来園者および施設利用者の推移>



イ 県内外の利用状況

県内・県外利用のコロナ前の割合は、スポーツ施設の推移を見ると、県内利用が80%以上を占め、野外活動施設および青年の城は県外利用が60%以上を占めている状況です。

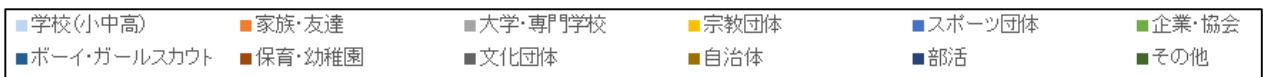
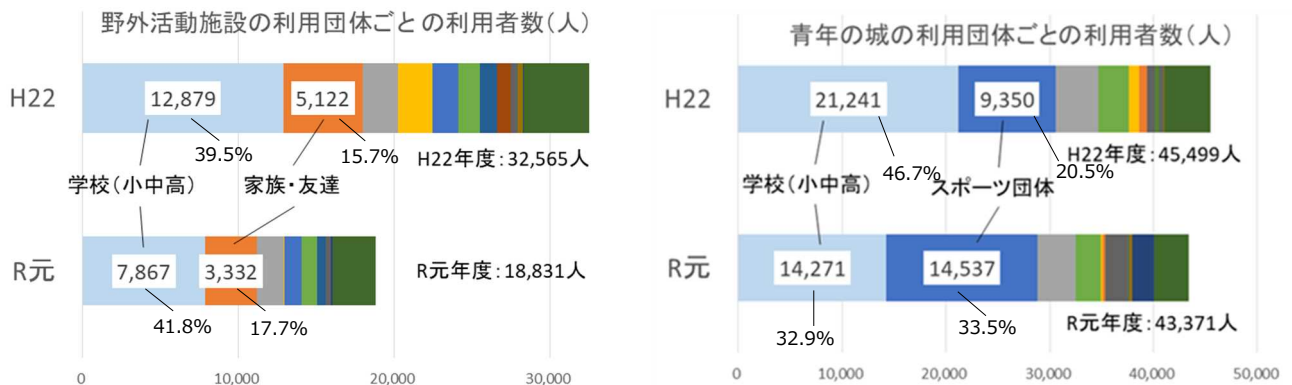
1
2 <各施設の県内・県外利用の割合(平成21年度と令和元年度(コロナ前)の比較)>



3
4
5
6
7
8
9
10 **ウ 利用団体ごとの利用状況**

11 野外活動施設および青年の城における利用団体ごとの利用状況について、コロナ前の直近約
12 10年の推移を見ると、野外活動施設では、利用者数が約42%減少し、「学校(小中高)」に次いで
13 「家族・友達」が多く、それらで全体の約60%を占めています。また、青年の城では、利用者数が
14 約5%減少し、平成22年度は、「学校(小中高)」に次いで「スポーツ団体」が多く、令和元年度は
15 「スポーツ団体」に次いで「学校(小中高)」が多くなっており、平成22年度と比較してスポーツ団
16 体の割合の増加が顕著です。その他に企業や文化団体など多様な利用があり、一定の割合で推
17 移していますが、大きな割合を占めるものではありません。

18
19 <利用団体ごとの利用者数と割合(平成22年度と令和元年度の比較)>



20
21
22
23
24 **(2) 県民アンケート調査の結果**

25 <アンケートの概要>

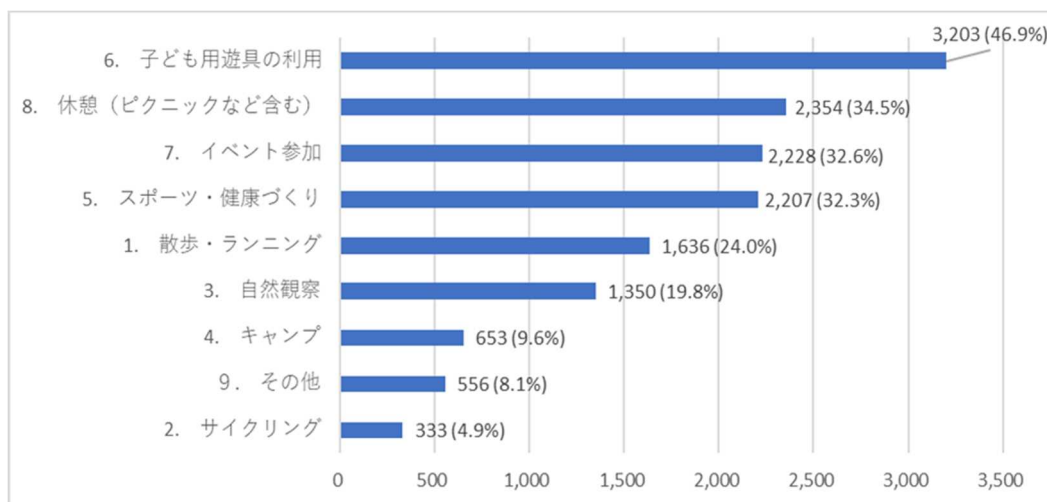
26 ア～エ: 令和5年7月に滋賀県公式LINEアカウントによるアンケートを実施し、6,824人
27 が回答

28 オ: 令和元年10月に公園利用者等に対するアンケートを実施し、837人が回答

ア 公園の利用目的(複数回答可)

「子ども用遊具の利用」が約47%と最も高く、次いで「休憩(ピクニックなどを含む)」、「イベント参加」、「スポーツ・健康づくり」が約30%台となっています。一方で、「自然観察」、「キャンプ」、「その他」、「サイクリング」は20%以下の低い割合となっています。

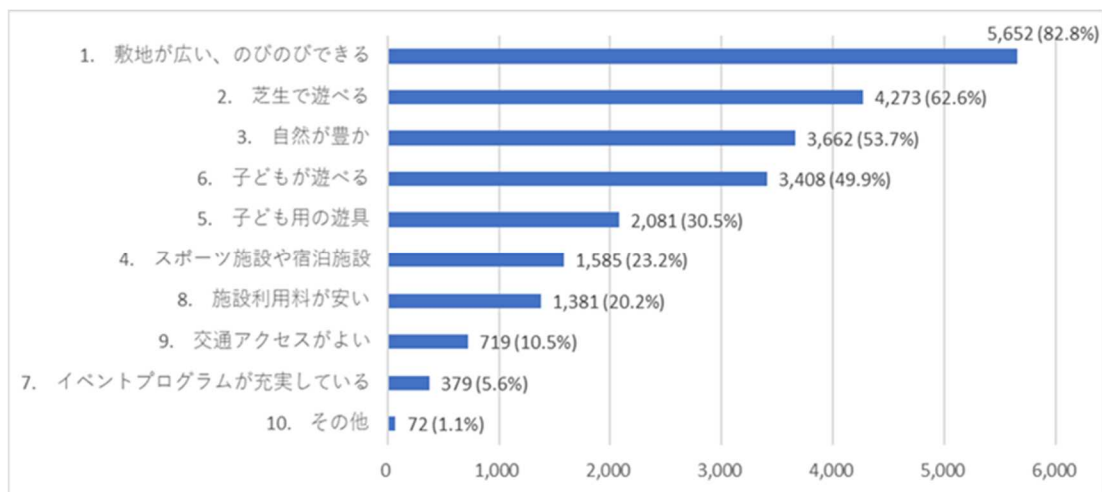
※「その他」の主な内容:バーベキュー、グラウンドゴルフ、スポーツ観戦、研修、校外学習



イ 公園の良いところ(複数回答可)

「敷地が広い、のびのびできる」が約83%と最も高く、次いで「芝生で遊べる」、「自然が豊か」、「子どもが遊べる」が約50%以上となっています。一方で、「施設使用料が安い」、「交通アクセスがよい」などは20%以下の低い割合となっています。

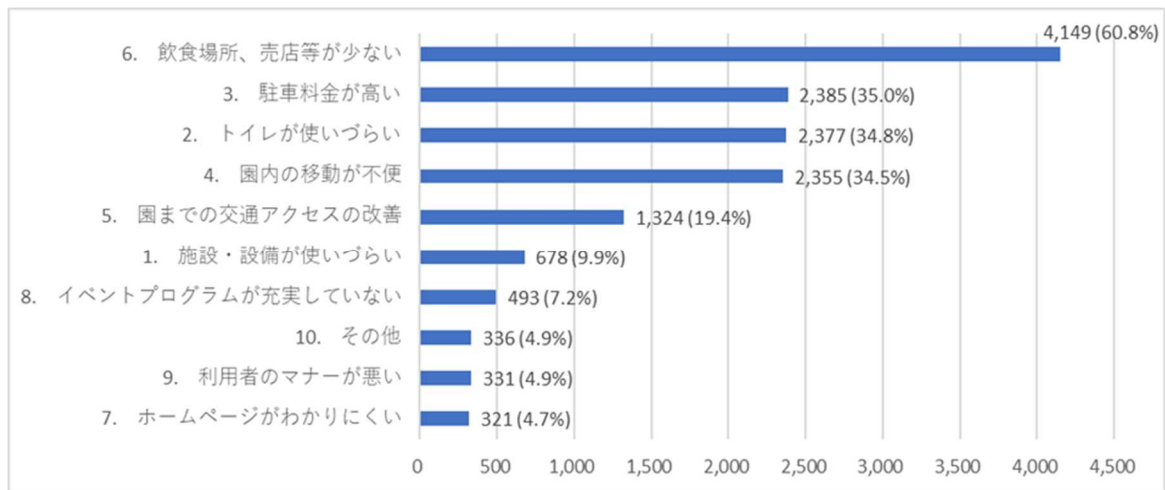
※「その他」の主な内容:ペット連れで行ける、駐車場が広い、景色がきれい



ウ 公園の改善すべきところ(複数回答可)

「飲食場所、売店等が少ない」が約61%と最も高く、次いで「駐車料金が高い」、「トイレが使いづらい」、「園内の移動が不便」が約35%となっています。一方で、「園までの交通アクセスの改善」、「施設・設備が使いづらい」などは20%以下の低い割合となっています。

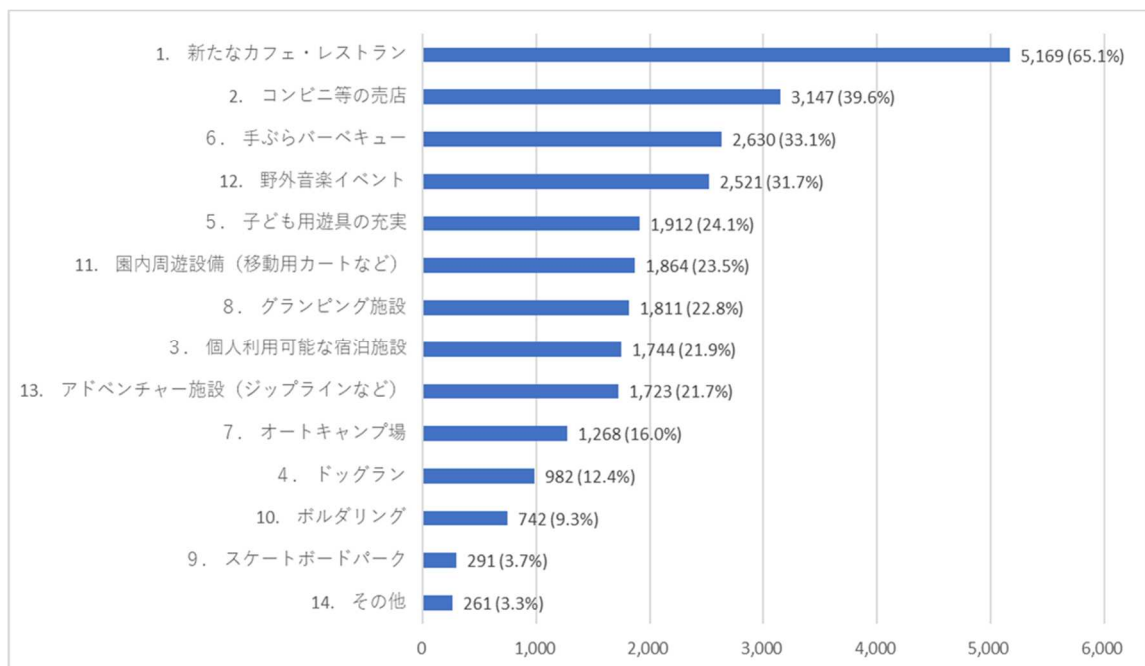
※「その他」の主な内容:イベント情報の広報充実、施設が古い、ドッグランが無い、遊具が少ない



エ 公園にあれば行ってみようと思うもの(複数回答可)

「新たなカフェ・レストラン」が約65%と最も高く、次いで「コンビニ等の売店」、「手ぶらバーベキュー」、「野外音楽イベント」が30%以上となっています。一方で、「ボルダリング」などは10%以下の低い割合となっています。

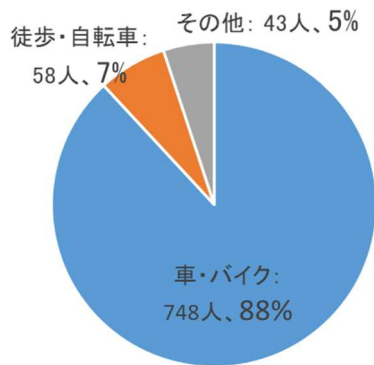
※「その他」の主な内容:水遊び場、マルシェの開催、季節の花畑



オ 公園までの交通手段および園内の移動手段

公園までの交通手段では、「車・バイク」が88%で最も高くなっています。一方で、「徒歩・自転車」は7%、「その他」は5%と低い割合となっています。

※「その他」の主な内容:路線バス、学校のバス



公共交通機関について、スポーツゾーンまでは最寄りのJR野洲駅からバスが運行していますが、文化ゾーンや野外活動ゾーンまでは運行しておらず、交通手段が限られている状況です。

また園内は、東西約4kmの距離があり、西側のスポーツゾーンと東側の文化ゾーン、野外活動ゾーンが離れた立地となっていますが、移動手段は、原則、徒歩か自転車となっています。なお、スポーツゾーンから文化ゾーンの間は、予約した利用者に関り、マイクロバスによる送迎を実施しています。

(3)有識者および関係団体の意見

これまでの活性化等検討懇話会、利用者団体、地元市町からの主な意見は以下のとおりでした。

活性化等検討懇話会(学識経験者、民間事業者、利用者団体等で構成)

(スポーツゾーン)

- ・これまで実施してきたスポーツの全国大会はぜひ継続してほしい。

(野外活動ゾーン)

- ・単に自然を楽しむゾーンとすれば、それほど大きな改修は不要ではないか。

(文化ゾーン)

- ・宿泊研修施設のテーマやターゲットを絞る必要がある。
- ・宿泊研修施設のあり方として多様性への配慮やDX、カーボンニュートラルへの対応なども考える必要がある。

(利用しやすい基盤づくり)

- ・公園の西ゲートから野外活動ゾーンや文化ゾーンへ移動する手段が必要。
- ・駐車料金について、数時間の利用の場合に500円では利用者として支払うのがもったいないと考えてしまう。
- ・園内への車の乗り入れに係る園路整備、歩行者等への安全対策、上下水道整備など、インフラ整備を公共側で行って、ポテンシャルを引き出す民間投資を促すことが重要。

(その他)

- ・当公園の魅力が伝わるキャッチコピーやサブネーミングが必要ではないか。
- ・公園の名前にもあるように、「文化」の要素を表すものが活性化方針の中に必要と考える。

利用者団体(学校団体、スポーツ団体、青少年団体など)

(スポーツゾーン)

・クロスカントリーコースとキャンプ区画が共存できるような活性化を検討いただきたい。

(野外活動ゾーン)

・野外活動施設は、老朽化し、現在の社会の価値観にそぐわない。
・急な豪雨を考慮すると、野外活動ゾーンよりも青年の城の周辺にキャンプ区画を設ける方が良い。安全・安心に活動できる場が重要。

(文化ゾーン)

・青年の城は古く、館内の動線が複雑。もう少し小規模の部屋を備えた施設が良い。
・宿泊研修施設の対象を広げるのであれば、青年の城という名称も見直した方が良いのではないか。
・宿泊研修施設だけでなく、周辺にアクティビティがあった方が活動がしやすい。
・キャンプ区画は近くまで車で乗り入れられるようにすべき。

(利用しやすい基盤づくり)

・駐車場について、駐車料金無料開放デーを設けてはどうか。

地元市町(野洲市、湖南市、竜王町)

(スポーツゾーン)

・キャンプ区画を設ける場合、スポーツ大会の開催に影響が出ないようにしていただきたい。

(野外活動ゾーン)

・規模を縮小してもよいので、野外活動ができるキャンプ場は残していただきたい。

(文化ゾーン)

・宿泊研修施設は、個室やファミリー向けの部屋とするべきではないか。
・宿泊研修施設は、社会教育団体も利用しやすい施設としてほしい。
・青年の城や文化ゾーンという名称は、活性化の方向性となじまないと思われるので見直してはどうか。

(利用しやすい基盤づくり)

・園内の円滑な移動のために園内道路の有効活用を検討いただきたい。
・駐車場に駐車するだけで料金を支払うのは抵抗のある方が多いのではないか。
・イベント実施の際には、入口付近での一般車両の渋滞が起きないように公園内の駐車場を十分確保するとともに、周辺道路の渋滞対策も検討いただきたい。

(周辺施設等との連携)

・防災拠点の連携、近隣集客施設との連携など、周辺施設との連携を検討して欲しい。

1 (4)民間事業者との対話(サウンディング調査)結果

2 <令和5年9月実施:7者参加>

<p>3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17</p> <p>(1)公園の魅力や課題</p>	<p>魅力</p>	<p>(スポーツゾーン) ・園内にスポーツ施設が充実しており、高速道路からのアクセス性も高いため、合宿地としてポテンシャルが高い。</p> <p>(文化ゾーン) ・公園と合わせた利用が可能であれば、宿泊研修施設の利用ニーズはあると考える。 ・青年の城は、利用料金が低廉で金額的に使いやすいのが魅力。 ・周辺のキャンプ場の整備状況や交通アクセスを考えると、キャンプ場として持つ可能性は高いと考える。 ・高速道路からのアクセスが良い。</p> <p>(公園全体) ・スポーツ施設や豊かな自然といった公園内の環境が充実しており、ファミリーや学校利用等幅広い年代が利用可能。 ・公園の広大な規模が最大の武器である。</p>
	<p>課題</p>	<p>(野外活動ゾーン) ・キャンプサイトはオートキャンプ場など時代に見合った機能になっていない。最近のキャンプニーズに合った施設にすれば、集客が見込める。</p> <p>(文化ゾーン) ・宿泊研修施設には、新しいニーズに合わせた機能を導入するべきである。 ・宿泊研修施設は、従来通り学校等団体をターゲットとするのか、一般客向けリゾートとするのかあり方の検討が必要。</p> <p>(公園全体) ・県外に向けた公園の魅力発信が不足している。</p>
<p>18 19 20 21</p> <p>(2)新たな宿泊研修施設の規模や機能</p>	<p>規模</p>	<p>維持管理の観点や他の施設の規模を考えると200~250人の宿泊定員が妥当。</p>
	<p>機能</p>	<p>・コロナ禍を経て、多人数で同室に宿泊することは好まれない。 ・特定用途に限定せず、パーティション等で可変性あるスペースを設けてはどうか。 ・大浴場は、キャンプ場利用者の入浴も見込んでやや大きめに整備してはどうか。 ・クラフト室は不要と思われる。</p>
<p>22 23</p> <p>(3)活性化事業の事業手法</p>	<p>設計・建設から管理運営までの一体性や比較的長期的な事業運営を考慮すると、DBOかPFI(BTO)のどちらかの事業手法がよい。</p>	
<p>24 25</p> <p>(4)活性化事業の事業期間</p>	<p>投資の回収期間を考慮すると事業期間は15~20年間で妥当。</p>	
<p>26 27</p> <p>(5)事業範囲</p>	<p>事業者として同じ目的をもって取り組むことが重要であることから、ゾーンや施設ごとに分割するのではなく、公園全体での事業実施とするべき。</p>	
<p>28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39</p> <p>(6)その他</p>	<p>・公園施設の修繕リスクについて、官民負担を明確にしてほしい。 ・県が求める機能以外の民間提案による施設も設置したい。 ・事業の実施に必要な基盤整備は県負担で実施いただきたい。</p>	

1 <令和6年4月実施:11者参加>

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

項目	民間事業者の意見	
(1) キャンプエリアについて	<ul style="list-style-type: none"> ・一般利用者をターゲットにするのであれば、車両を乗り入れられるオートキャンプサイトの運営を想定する。 ・管理上、文化ゾーンとスポーツゾーンの双方にキャンプサイトを設けて運営することは困難。 	
(2) スポーツゾーンの活用について	西第2駐車場の活用	・西第2駐車場での実施提案を想定しているアーバンスポーツ広場について、民間事業者による独立採算での事業実施は困難である。
	子ども広場・ピクニックランドの活用	・有料のアスレチック、ジップライン、ツリーイングなどの設置を想定する。
(3) 新たな宿泊研修施設について	<ul style="list-style-type: none"> ・収益を確保するためには、学校やスポーツ団体だけでなく一般利用者を受け入れられるような施設にすることが望ましい。 	
(4) 活性化事業の実施手法について	<ul style="list-style-type: none"> 事業の安定的な実施や民間事業者による幅広い提案が可能なDBO方式やPFI(BTO)方式が望ましい。 	
(5) 活性化事業の事業期間について	<ul style="list-style-type: none"> 投資の回収期間を踏まえると、15年～20年の期間が妥当。 	

21

22 **2 目標達成に向けた課題**

23 令和5年度の年間来園者数は、約84万人であり、目標の100万人以上を達成するためには、来園者

24 者を約16万人増加させる必要があります。そのためには、これまでの主な利用者である、学校やス

25 ポーツ団体、子どもを中心とした家族、グループなどに加え、企業や文化団体などの多様な団体が利

26 用しやすい公園とする必要があります。

27 これまでの公園利用者や民間事業者等の意見から、公園内の施設は、老朽化や利用者ニーズの変

28 化に対応していないなど様々な課題が明らかとなっています。利用者を増加させるためには、これ

29 らの課題解決と、CO₂ネットゼロへの対応、DXの推進、ユニバーサルデザインへの配慮など社会情

30 勢の変化への対応が必要となっています。

31 <利用者増加の主なターゲット>

ターゲットの種別	主な利用目的
学校・スポーツ団体	宿泊体験活動、野外活動、スポーツ合宿、レクリエーション活動 など
子どもを中心とした家族・グループ	イベント参加、遊具や芝生ランドの利用、キャンプ など
企業・文化団体などの多様な団体	研修活動、クラブ活動、練習会 など

1 <主な課題>

2 これまでの公園利用団体や民間事業者等の意見を踏まえ、主なターゲットの利用を増やすための
3 主な課題は以下のとおりです。

4
5 **スポーツゾーン**

6 ○**西第2駐車場**や子ども広場や**ピクニックランド**は、魅力のあるコンテンツが無く利用が少ないた
7 め、利用者のニーズに応じて別用途として活用を検討する余地があります。

8
9 **野外活動ゾーン**

10 ○野外活動施設は、老朽化が進むとともに、1つの区画が狭い、駐車場が小さく区画から遠い、温
11 水が出ないシャワーがあるなど利用者のニーズの変化に対応していません。

12
13 **文化ゾーン**

14 ○青年の城は、老朽化が進むとともに、20名定員の宿泊室が中心で学校等による大人数の活動
15 を想定した施設の機能や設備となっており、小規模集団での利用など利用者のニーズの変化に
16 対応していません。また、宿泊室以外の研修室等のスペースの稼働率が低く、有効活用できてい
17 ません。

18 ○東駐車場、多目的広場、桜の森などは魅力のあるコンテンツが無く利用が少ないため、利用者の
19 ニーズに応じて別用途として活用を検討する余地があります。

20
21 **公園全体**

22 ○**既存子ども広場の遊具は、老朽化が進むとともに、現行の安全基準を満たしておらず、継続的な**
23 **使用が困難**駐車場から**遠く、誰でも利用しやすい遊具が無い**ため、**利用者が限られる**という課
24 題があります。

25 ○募集定員に満たないイベントプログラムが複数あり、プログラムの充実や戦略的な広報が課題で
26 す。

27 ○駐車場では、利用時間にかかわらず1回500円(普通車)の料金支払いが必要であり、短時間の
28 利用になじまないという課題があります。

29 ○利用者アンケートからは利用者の88%が車やバイクでの来園となっていますが、園内は**一般車**
30 **両の通行ができず**、移動手段が自転車やマイクロバスに限られているため、公園を一体として活
31 用することが難しい状況です。

第5章 活性化方針

1 公園全体の活性化方針

第3章の目指す公園の姿や基本方針、第4章の現状や課題を踏まえ、公園の魅力を高め、利用者を増やすための活性化の取組が必要であり、公園全体の活性化方針は、以下のとおりとします。

スポーツゾーンは、球技場、陸上競技場、スポーツ会館等の国民スポーツ大会に向けた改修が令和5年度にすべて完了し、広大な芝生ランドの活用と併せてこれまで以上の利用促進が期待されます。そこに民間事業者の提案によりアーバンスポーツ設備等の新たな施設・機能を付加し、さらなる賑わいを創出するゾーンを目指します。

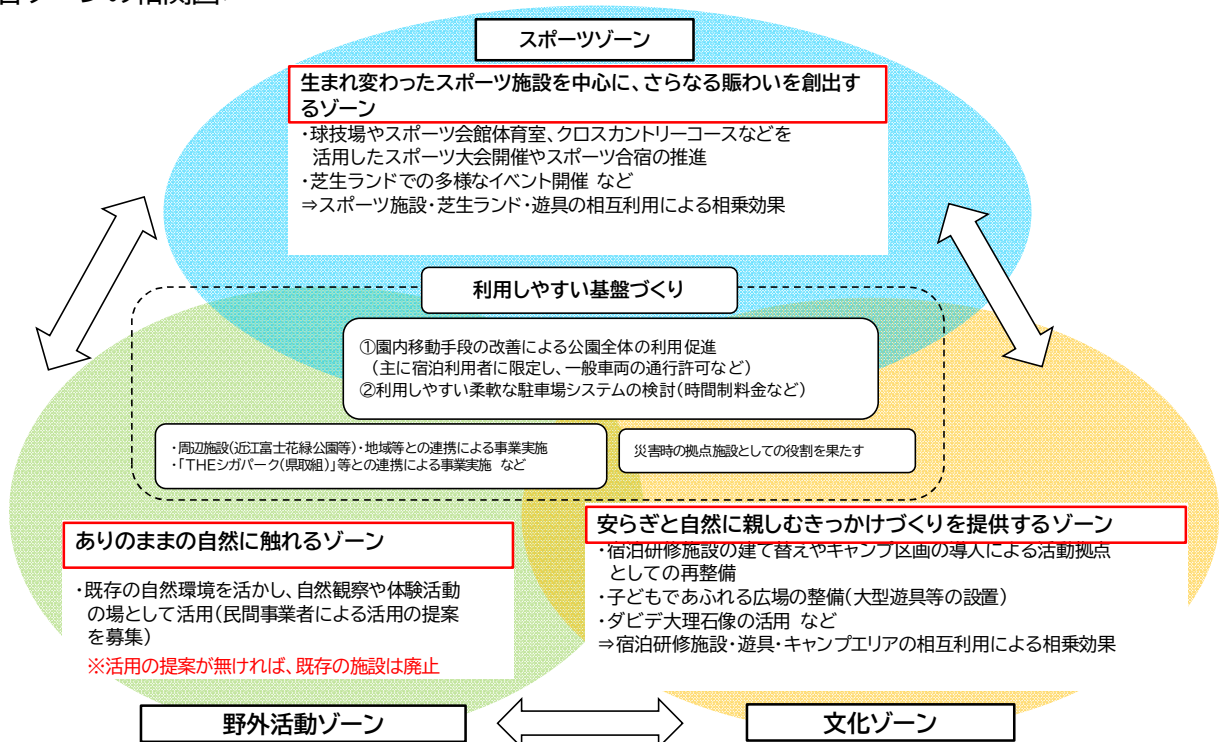
野外活動ゾーンは、既存の自然環境を活かし、自然観察や体験活動の場等としての活用を検討し、民間事業者にも活用方法の提案を求めながら、ありのままの自然に触れるゾーンを目指します。キャンプ活動や野外活動の機能については、主に文化ゾーンに集約し、宿泊研修施設に近接してキャンプエリアを設けることで、利用者の利便性を高めます。

文化ゾーンは、宿泊研修施設を建て替え、キャンプ区画を導入することで、スポーツ・健康づくりや文化活動、自然体験活動等の拠点として再整備するほか、子どもがあふれる広場の整備(大型遊具等の設置)により、安らぎと自然に親しむきっかけづくりを提供するゾーンを目指します。

各ゾーンの魅力向上のみならず、ゾーン間をつなぎ、公園全体を活用してもらえよう園内の移動手段を改善するとともに、利用者の多様なニーズに応じた柔軟な時間制料金を検討し、利用しやすい基盤づくりを目指します。

これらの方針で活性化の取組を実施することにより、年間来園者数100万人以上の目標達成を目指します。

<各ゾーンの相関図>



2 スポーツゾーンの活性化方針

【生まれ変わったスポーツ施設を中心に、さらなる賑わいを創出するゾーン】

スポーツゾーンは国民スポーツ大会開催に向け大規模改修を実施した球技場、陸上競技場、スポーツ会館および芝生ランドなどを活用し、以下のような活性化方策を実施します。

スポーツゾーンにおける活性化方策	
(ハード事業)	
【民間事業者の提案例】	
①	利用頻度が低い西第2駐車場でのアーバンスポーツ設備等の導入 ※災害時の受援対応に影響を与えない運用を検討
【民間事業者の提案例】	
①②	子ども広場やピクニックランドを子どもから大人まで楽しめる屋外アクティビティエリア健康づくりエリアやプレイエリアとして活用 ※デイキャンプ場、アーバンスポーツ広場、ジップラインの設置などを想定
【民間事業者の提案例】	
③	ピクニックランド周辺へのキャンプ区画の導入
②④	テニスコート周辺への公園内移動手段改善のための、新たな駐車場の設置
(ソフト事業)	
③⑤	球技場や陸上競技場、スポーツ会館体育室、クロスカントリーコースなどを活用したスポーツ大会開催やスポーツ合宿の推進
④⑥	芝生ランドでの多様なイベント開催(スポーツレクリエーションイベント、音楽イベントなど) ※スポーツの全国大会等の開催に影響を与えない運用を検討



3 野外活動ゾーンの活性化方針

【ありのままの自然に触れるゾーン】

野外活動ゾーンは鳥獣保護区特別保護地区に指定されており、自然公園内においても開発等に係る制約が特に多いゾーンであるため、自然を保護する観点から大規模な整備は行わず、自然観察や体験活動の場等としての活用を検討し、民間事業者にも活用の提案を求めます。

キャンプ活動や野外活動の機能については、主に文化ゾーンに集約し、宿泊研修施設に近接してキャンプエリアを設けることで、利用者の利便性を高めます。

1 **なお、既存の野外活動施設について、民間事業者から活用の提案が無い場合は、廃止を予定し**
 2 **ています。**

野外活動ゾーンにおける活性化方策 (活用の提案を求めるゾーン)	
【民間事業者の提案例】	①自然観察・体験活動の場として活用
【民間事業者の提案例】	②ありのままの自然を活かしたソロキャンプ場として再活用

9 4 文化ゾーンの活性化方針

10 【安らぎと自然に親しむきっかけづくりを提供するゾーン】

11 宿泊研修施設の建て替えやキャンプ区画の導入により、スポーツ・健康づくりや文化活動、自然
 12 体験活動等の拠点として再整備を行うとともに、子どもであふれる広場の整備(大型遊具等の設
 13 置)によりの集客力向上を図るなど、以下のような活性化方策を実施します。

文化ゾーンにおける活性化方策	
(ハード事業)	
①宿泊研修施設を建て替え、活動拠点としての魅力を向上させる	
②多目的広場での子どもであふれる広場の整備 (誰でも楽しめる大型遊具等の設置)	
③桜の森、ファイアー場などにキャンプ区画の導入 ※導入場所は民間事業者の提案による	
【民間事業者の提案例】	④青年の城跡地でのチームビルディング体験エリア等の設置
【民間事業者の提案例】	⑤ドッグラン区画の導入
(ソフト事業)	
⑥宿泊研修施設や多目的広場、キャンプエリア等を活用した多様なイベント開催(音楽イベントやアートイ 17 ンボ、自然観察会、キャンプ体験など)	



1 (活性化の拠点となる宿泊研修施設の概要)

2 現在の青年の城は、建築から50年以上が経過し、施設および設備の老朽化が進むとともに、利用者
3 数は減少傾向にあります。また、20名定員の宿泊室が中心で、小規模集団での利用など利用者の二
4 ーズの変化に対応していません。さらに、研修室等の稼働率が低い、文化団体や企業、家族などの利
5 用が少ない、周辺施設と連携した利用につなげられていないといった課題があります。

6 これらの課題を解決し、将来を見据えた持続的な運営を実現するとともに、利用者数を増加させる
7 ために、以下のとおり宿泊研修施設を再整備し、公園の活動拠点としての魅力向上を図ります。

8 特に、園内の広大な自然の中で、スポーツ施設や野外活動施設との相互利用が可能という強みを活
9 かし、スポーツや自然体験、文化活動の合宿の聖地となることを目指します。

10

11 ア 施設整備の基本方針

12 ○青少年の宿泊体験学習やスポーツ合宿での利用を中心に、幅広い世代・用途の受け入れを可能
13 とし、誰もが安心して利用できる施設とします。

14 ○合宿や研修等の受け入れ機能の充実により、スポーツ活動や健康づくり、文化活動、自然体験活
15 動、生涯学習の拠点施設とします。

16 ○園内外からの交通アクセスに配慮した位置に整備します。

17

18 【施設整備における配慮事項】

19 ○「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」に基づき、既存施設と比べて機能の集約化や複合化
20 を図りつつ施設規模の適正化を図ります。

21 ○施設の省エネルギー化および再生可能エネルギーの積極的な利用を検討するとともに、施設の
22 木質化および滋賀県産材の利活用を図ります。

23 ○ユニバーサルデザインに配慮した施設とするとともに、デジタル技術の活用も含め、合理的配慮
24 の提供や情報保障の推進を図ります。

25 ○施設のデザインについては、自然と調和したデザインを基本に、利用者がわくわくするシンボリ
26 ックなデザインとなるように民間事業者に提案を求めます。

27

28 イ 施設の整備予定地

29 竜王インターチェンジから近く、交通アクセスが良いこと、新たに導入予定のキャンプ区画と近接
30 し、野外活動との相互利用に便利なこと、既存の自然環境を改変する必要が無いことなどから、東
31 駐車場の一部を整備予定地として検討します。

32 施設の整備予定地を除く東駐車場敷地と青年の城前駐車場は、引き続き駐車場として活用しま
33 す。また、青年の城は解体し、チームビルディング体験エリア等として民間事業者から活用の提案を
34 求めます。

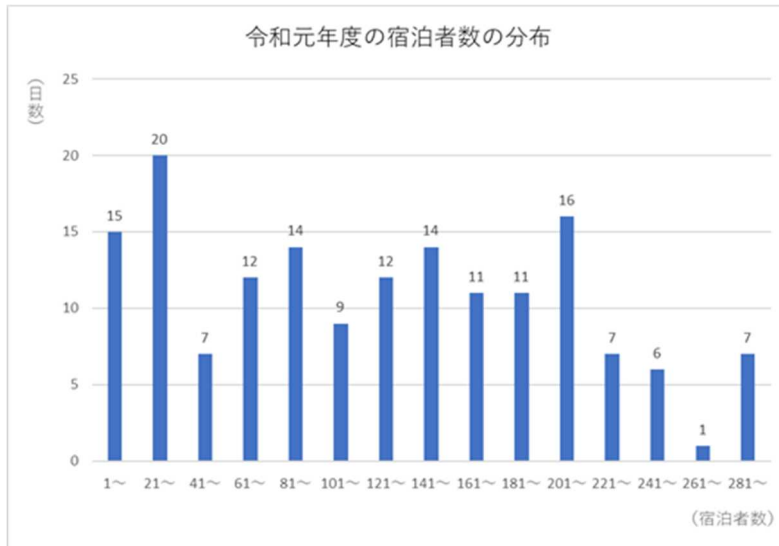
35

36 ウ 施設の宿泊定員

37 これまでの利用実績や今後の利用見込みを基に必要な定員を確保するとともに、効率的な管理
38 運営も考慮し、宿泊定員は220人程度とします。

39

1 <令和元年度の宿泊者数の分布>



14 **工 施設の導入機能**

15 青少年の宿泊体験学習やスポーツ合宿での利用に必要な機能を確保するとともに、文化活動や
16 企業研修など幅広い用途での利用も想定し、以下のような機能の導入を予定しています。

- 17 ①宿泊部門:多様な利用者に対応できるよう少人数定員の部屋を中心とします。
18 ②研修部門:音楽活動やクラフト活動など多用途に使える多目的室や220人収容可能な大ホー
19 ル、小規模なミーティングにも使える会議室を設けます。
20 ③パブリック部門:集団での利用も可能な大浴場や食堂等を設けます。
21 ④管理部門:施設および公園の管理に必要な事務室等を設けます。

22

23 **(子どもであふれる広場の概要)**

24 文化ゾーンの多目的広場は、青年の城利用者の野外活動やイベント開催スペースとして利用され
25 ていますが、利用者は来園者の一部に限られています。

26 広場内に、誰でも思い切り遊べるインクルーシブ遊具を含む大型遊具等を設置することで、「子
27 どもであふれる広場」となるように整備し、子ども連れの家族などを中心に来園者の増加を図ります。

28

29 **(ダビデ大理石像の活用)**

30 現在青年の城の中に展示しているダビデ大理石像について、青年の城解体後も文化ゾーン内の施
31 設に展示し、公園の魅力を伝えるシンボルとして活用します。

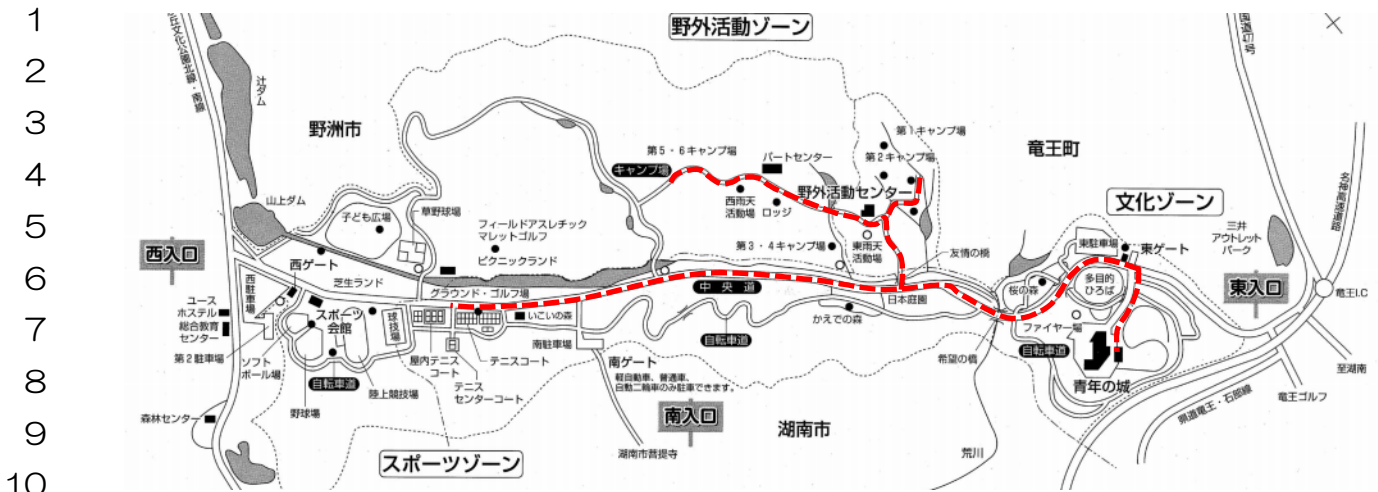
32

33 **5 利用しやすい基盤づくり**

34 **(1)園内移動手段の改善**

35 公園全体の利用促進を図るため、文化ゾーンからスポーツゾーンまで、主に宿泊利用者に限定
36 し、園路の交通安全対策を行った上で、一般車両の通行許可を行う(芝生ランド前のエリアは通行
37 禁止区域とする)ほか、テニスコート付近の空きスペースに駐車スペースを確保します。

38 さらに園内の様々な施設を楽しめるよう、例えば電動の少人数用カートや電気自動車、自動運転
39 車両など多様な移動手段の運用について、民間事業者に提案を求めます。



----- 一般車両通行許可区域

(2)新たな駐車場システムの導入

現在の各駐車場では、料金所に人員を配置し、1回500円(普通車)等の一律の料金を徴収(前払い)していますが、利用者ニーズや利便性を考慮し、後払いが可能な新たな駐車場システムを導入し、柔軟な時間制料金の導入を検討します。

(3)園外からのアクセスの改善

園外からのアクセスに関して、バス利用の利便性向上や周辺施設と連携した取組を行うとともに、イベント開催時には主催者と連携して周辺道路で渋滞が生じないような運営に努めます。

(4)園内施設でのDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

駐車場システムの導入をはじめ、園内施設でのDXを推進し、来園者が利用しやすい環境づくりに努めます。

(5)戦略的な広報の展開

広大な自然環境やスポーツ施設、宿泊研修施設といった様々な活動環境を有しているという本公園の魅力のほか、季節に応じたイベントの開催などについて、インターネットやSNSの活用も含めて公園を利用したいと思えるような戦略的な広報を展開します。

6 周辺施設等との連携

周辺のスポーツ施設との連携を図りながら、スポーツ大会や合宿等の積極的な開催・誘致を検討するとともに、地元市町や、周辺施設(近江富士花緑公園等)と連携したイベント開催、公園の利用促進策なども検討します。

また、「THE シガパーク※」を構成する都市公園や自然公園等と連携して情報発信を実施するとともに、イベントの開催などを検討します。

なお、当公園は滋賀県地域防災計画上、大規模災害時の応援ヘリコプター活動拠点等に位置付けられているため、災害対策上の緊急対応が必要な場合は周辺施設等と連携し、拠点施設としての役割を果たします。

※滋賀県全体が水と緑と人につながった一つの公園のようになった姿を指す県の取組

1 **7 活性化に向けた検討事項**

2 **(1)実施事業(ソフト事業)の精査**

3 これまで公園で実施してきた宿泊体験事業などの主催・共催事業については見直しを行い、今
4 後、継続的に実施するべき事業、新たに民間事業者提案を求める事業など、公募時に提示がで
5 きるよう検討します。

6 その中でも、キャンプリーダー事業(※)は、人材育成事業として特に重要であることから、今後も
7 継続的な実施を検討します。また、公園を利用して実施される全国的な大会などは継続実施できる
8 よう今後も主催者と協力していきます。

9 ※キャンプ体験イベント等に関わり、野外活動の知識や技術、キャンプ参加者の人間関係の維持・管
10 理を行えるような技術などの習得を目的とした事業(野外活動ゾーンや文化ゾーンで実施)

11

12 **(2)関係条例の見直し**

13 公園全体は、滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例、青年の城は、滋賀県立
14 青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例、野外活動センターは、滋賀県立希望が丘野
15 外活動センターの設置および管理に関する条例に基づいてそれぞれ設置されています。

16 公園の活性化において設置予定の施設の内容や施設の利用形態等を考慮し、上記の条例におけ
17 る公園の名称をはじめ、各施設の名称や使用料等に関する規定内容について、必要な見直しを行
18 います。

19

20 **(3)各ゾーンや施設の名称の見直し**

21 条例に定められていない公園内の各ゾーンや施設の名称についても、公園の活性化において設
22 置予定の施設の内容や施設の利用形態等を考慮し、わかりやすく、愛着を持ってもらえるように必
23 要な見直しを行います。

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

第6章 活性化に向けた事業手法および事業期間等

1 事業手法

(1) 考え方

第5章における活性化方針を基に、公園の再整備や管理運営を実施するための事業手法の考え方を以下のとおりとします。

- 公園全体を活用した、効果的・効率的な管理運営を行うこととします。
- 民間事業者のノウハウや創意工夫を活用した、官民連携による公園の再整備を行います。
- 民間事業者の豊富なノウハウによる、既存の使い方に捉われない提案を受け付けます。

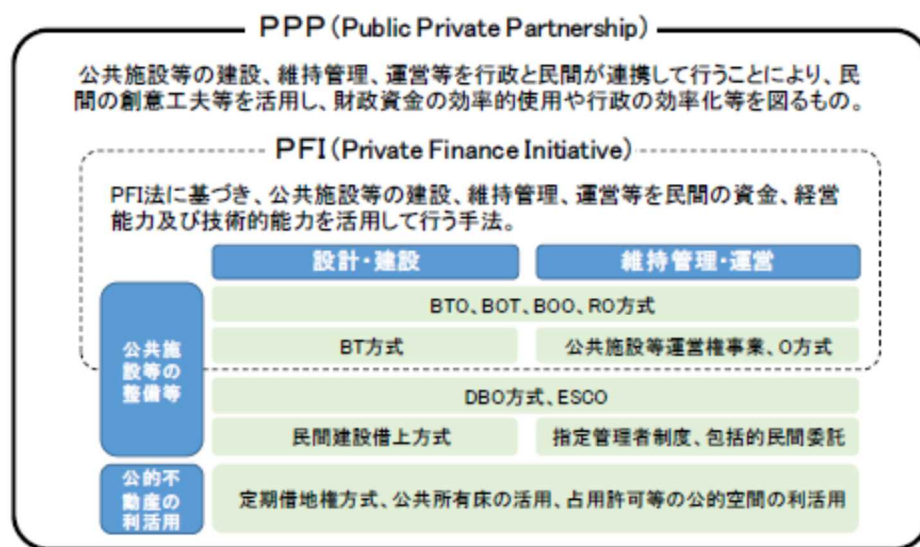
(2) 事業手法の検討

県では、平成28年12月に、「滋賀県PPP/PFI手法導入優先的検討方針」を策定しました。この方針に基づき、PPP/PFI(官民連携)手法と従来手法との比較を行うことで、より効率的・効果的な手法を採用し、限りある財源を効率的に使用することとしています。

公園の活性化事業については、同方針に定める優先的検討の対象事業であり、同方針に基づき、PPP/PFI(官民連携)手法導入の検討を行う必要があります。

以下のとおり様々な事業手法がある中で、活性化方針の内容や上記の考え方を踏まえ、施設の設計・建設から維持管理・運営までの業務に対して適用可能な手法を効率的に検討する必要があります。ここでは、主な手法として①従来方式(公設公営方式)と②民設民営方式(PFI方式)を比較検討します。

(事業手法の一覧)



凡例 PPP/PFIの事業手法

※内閣府「PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引」(平成29年1月)より引用

(3) 事業手法の概要

① 従来方式(公設公営方式)

自治体の負担により、施設の設計・建設は民間事業者に分割発注し、施設の維持管理・運営は自治体自ら行う方式です。施設の所有権は、事業期間にわたって自治体が有します。

1 ②民設民営方式(PFI方式)

2 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に基づき実施する方
 3 式です。施設整備、維持管理・運営を一体事業として発注し、複数年度契約となります。公の施設部
 4 分については利用料金制を導入する場合には指定管理者制度を併用することとなります。施設の
 5 所有権を公共に譲渡するタイミングにより方式が異なり、BTO方式、BOT方式、BOO方式、BT方
 6 式等※の方式があります。

7 ※BTO方式:事業者が施設を建設し、所有権を公共側に移転した後、運営を行う方式

8 BOT方式:事業者が施設を建設し、一定期間運営した後、所有権を公共側に移転する方式

9 BOO方式:事業者が施設を建設し、運営を行い、事業終了時点で事業者が施設を解体・撤去す
 10 る等の方式

11 BT方式:事業者が施設を建設し、施設完成後に公共側に所有権を移転する方式

12 また、PFI法に基づく地方単独事業かつ財政措置の仕組みがない公共施設整備事業については、
 13 施設整備費の20%に対して、国の地方交付税措置がなされます。

14
 15 (4)事業手法の比較

16 事業手法①と②を比較すると、一般的に以下のとおりの特徴があります。①と比べると、②の手
 17 法は設計・建設および維持管理におけるコスト削減が見込まれるほか、事業期間が15～20年と長
 18 期間となっています。また、①は施設整備費等の初期投資が必要となりますが、②は整備費等の割
 19 賦払いが可能となっています。

	①従来方式 (公設公営方式)	③民設民営方式 (PFI方式)
官民役割分担	資金調達:自治体 設計建設:事業者 工事監理:自治体 管理運営:自治体	資金調達:事業者、自治体 設計建設:事業者 工事監理:事業者 管理運営:事業者
発注方式※1	・仕様発注(設計・建設・管理運営) ・分割発注	・性能発注(設計・建設・管理運営) ・一括発注
コスト削減	分割発注のためコスト削減の余地は小さい。	・一括発注によるコスト削減が見込まれる。 ・SPC※2の設立等に伴う経費が発生
事業リスク	自治体が事業リスクを負う。	PFI事業契約等で定めたリスク分担の範囲でリスクを負う。
事業期間	業務委託の場合、単年から複数年の契約となる。	15年～20年間の比較的長期間の契約となる。
安定性	事業に県の方針を反映しやすく、事業の安定性を確保できる。	性能発注のため、民間事業者のノウハウが発揮される可能性があるが、求める性能の記載に工夫が必要

事務手続き	設計・建設・管理運営の各段階で 発注・契約等の手続きが必要	・PFI法に定められた手続きにより事業者選定が必要 ・設計・建設・管理運営の業務を一括で発注可能であり、契約は一本化が可能
-------	----------------------------------	------------------------------------------------------------------

※1 仕様発注:使用する材料、施工・実施の方法等について、発注者が具体的に仕様として指定する発注方式

性能発注:機能を定義し得る性能等を示し、詳細な仕様については、受注者に委ねる発注方式

※2 SPC(Special Purpose Company):特別目的会社

(5)滋賀県PPP/PFI手法導入優先的検討方針に基づく簡易検討結果

従来方式による場合とPPP/PFI(官民連携)手法であるPFI(BTO)方式を導入した場合との間で費用等の総額を比較し、採用手法の簡易検討を行ったところ、以下のとおりの結果でした。

(検討結果)

事業手法	従来手法と比較した VFM※(財政支出削減率)
PFI(BTO)方式	10.6億円、10.5%

財政支出の削減が見込まれますが、簡易的で定量的な検討の結果であるため、活性化事業の実施に最適な事業手法について、他の手法も含めてさらに詳細な導入可能性調査を行うこととします。

※VFM(Value For Money):支払いに対して最も価値の高いサービスを供給するという考え方であり、従来の方式と比べてPFI等の方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合

1 <PPP/PFI手法簡易定量評価調書(PFI(BTO)方式)>

	従来型手法 公設公営方式	採用手法 PFI(BTO)方式
整備等費用	63.9億円	57.5億円
<算出根拠>	各施設整備費用の積み上げによる	従来型手法から10%削減
運営等費用	84.3億円	75.8億円
<算出根拠>	4.68億円/年×18年	従来型手法から10%削減
利用料金収入	30.2億円	30.2億円
<算出根拠>	1.68億円/年×18年	1.68億円/年×18年
資金調達費用	9.9億円	8.9億円
<算出根拠>	整備費用×起債充当率75% 借入利率1.6%	従来型手法と同様
調査等費用	—	1.82億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	アドバイザー委託費、SPC運営費、維持管理・運営モニタリング費用等
税金	—	0.15億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	法人税等
税引後損益	—	0.31億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	(算出値)
合計	108.6億円	97.0億円
合計(現在価値)	100.9億円	90.3億円
財政支出削減率		VFMIは10.6億円、10.5%
その他(前提条件等)	事業期間は18年、割引率0.94%	

2

3 (6)先行事例の状況

4 当方針と同様に、自治体が宿泊施設や野外活動施設の再整備を行う際に、PFI方式等を導入した
5 事例として、主に以下のような事例があります。

6

施設名	所在地	事業名	供用開始
上郷・森の家	神奈川県横浜市	上郷・森の家改修運営事業	令和元年9月
倉敷市自然の家	岡山県倉敷市	(仮称)倉敷市少年自然の家 施設整備運営事業	令和4年4月
三重県立鈴鹿青少年センター	三重県鈴鹿市	鈴鹿青少年センターと鈴鹿青 少年の森の整備運営事業	令和6年4月
栃木県立みかも自然の家	栃木県栃木市	新青少年教育施設整備運営 事業	令和6年4月

2 費用負担の考え方

公園の設置目的や果たすべき役割、民間事業者との対話(サウンディング)結果等に基づき設定した以下の考え方とします。

県負担:県に求められる施設整備、基盤整備、実施事業の費用

民間事業者負担:提案による施設設置、機能追加、実施事業の費用

各ゾーンや事業範囲に応じた考え方は以下のとおりです。

※ 事業者公募の際に県が提示する金額を上回る費用は民間事業者が負担

ゾーン	事業範囲	具体事例	事業実施者	費用負担の考え方
スポーツゾーン・文化ゾーン	施設の管理運営	・スポーツ施設や宿泊研修施設の管理運営 ・芝生等の植栽管理 など	民間事業者	県※
	施設の修繕・機能回復	・建物の不良箇所の修理 ・故障設備の更新 など	民間事業者	県※
	県が求める新たな導入機能に必要な基盤・インフラ等の整備(初期整備)	・宿泊研修施設の整備、青年の城解体 ・キャンプ区画の造成工事、上下水道敷設工事、電気設備工事、トイレ・シャワーの設置 ・大型遊具等の設置 ・新たな駐車場の設置 など	民間事業者	県※
	新たな民間提案による導入機能の設置・管理運営	・新たなスポーツ設備、チームビルディング体験エリア、ドッグランなどの民間提案施設の設置・管理運営 など	民間事業者	民間事業者
野外活動ゾーン	施設の管理運営(活用の提案による)	・建物の管理運営 ・植栽管理 など	民間事業者	民間事業者
	施設の修繕・機能回復(活用の提案による)	・建物の不良箇所の修理 ・故障設備の更新 など	民間事業者	民間事業者
	新たな導入機能の設置・管理運営(活用の提案による)	・ソロキャンプ場など民間提案施設の設置・管理運営 など	民間事業者	民間事業者
	施設の解体・撤去(活用の提案が無い場合)	・野外活動センターなど既存の建築物、工作物等の解体・撤去	民間事業者	県
各ゾーン共通	各種イベントや大会などソフト事業の実施	・スポーツ大会、スポーツ合宿、レクリエーションイベント、音楽イベント、アートイベント、自然観察会、キャンプ体験の開催 など	民間事業者	県※
	園路・駐車場の維持・管理	・園路や駐車場の清掃・補修 ・植栽管理 など	民間事業者	県※

1 <各ゾーンにおける活性化方策と費用負担>

2

スポーツゾーンにおける活性化方策	事業実施者	費用負担
(ハード事業)		
【民間事業者の提案例】 ①利用頻度が低い西第2駐車場でのアーバンスポーツ設備等の導入 ※災害時の受援対応に影響を与えない運用を検討	民間事業者	民間事業者
【民間事業者の提案例】 ①②子ども広場やピクニックランドを子どもから大人まで楽しめる屋外アクティビティエリア健康づくりエリアやプレイエリアとして活用 ※デイキャンプ場、アーバンスポーツ広場、ジップラインの設置などを想定	民間事業者	民間事業者
【民間事業者の提案例】 ③ピクニックランド周辺へのキャンプ区画の導入	民間事業者	県:電気設備やトイレ・シャワーなどの基盤整備 民間事業者:収益性を高める区画割改修、照明灯の設置など
④④テニスコート周辺への公園内移動手段改善のための、新たな駐車場の設置	民間事業者	県:アスファルト舗装 民間事業者:利便性を高める案内看板の設置など
(ソフト事業)		
③⑤球技場や陸上競技場、スポーツ会館体育室、クロスカントリーコースなどを活用したスポーツ大会開催やスポーツ合宿の推進	民間事業者	県:青少年の健全育成を目的とした大会など 民間事業者:新たな魅力創出事業・収益事業
④⑥芝生ランドでの多様なイベント開催(スポーツレクリエーションイベント、音楽イベントなど) ※スポーツの全国大会等の開催に影響を与えない運用を検討	民間事業者	県:スポーツや文化の振興を目的としたイベントなど 民間事業者:新たな魅力創出事業・収益事業

16

野外活動ゾーンにおける活性化方策 (活用の提案を求めるゾーン)	事業実施者	費用負担
【民間事業者の提案例】 ①自然観察・体験活動の場として活用	民間事業者	民間事業者
【民間事業者の提案例】 ②ありのままの自然を活かしたソロキャンプ場として再活用	民間事業者	民間事業者

21

文化ゾーンにおける活性化方策	事業実施者	費用負担
(ハード事業)		
①宿泊研修施設を建て替え、活動拠点としての魅力を向上させる	民間事業者	県:敷地の造成、建物の建設など 民間事業者:利便性を高める設備の追加、収益施設の設置など
②多目的広場での子どものあふれる広場の整備 (誰でも楽しめる大型遊具等の設置)	民間事業者	県:基盤となるインクルーシブ遊具などの設置 民間事業者:収益性を高める冒険遊具の設置など
③桜の森、ファイアー場などにキャンプ区画の導入 ※導入場所は民間事業者の提案による	民間事業者	県:電気設備やトイレ・シャワーなどの基盤整備 民間事業者:収益性を高める区画割改修、照明灯の設置など
【民間事業者の提案例】 ④青年の城跡地でのチームビルディング体験エリア等の設置	民間事業者	民間事業者
【民間事業者の提案例】 ⑤ドッグラン区画の導入	民間事業者	民間事業者
(ソフト事業)		
⑥宿泊研修施設や多目的広場、キャンプエリア等を活用した多様なイベント開催(音楽イベントやアートイベント、自然観察会、キャンプ体験など)	民間事業者	県:青少年の健全育成を目的としたイベントなど 民間事業者:新たな魅力創出事業・収益事業

34 3 事業期間

35 この方針に基づく事業期間については、民間事業者の投資による施設の再整備や魅力向上の実践
36 のため、15～20年程度に設定します。

4 事業費および経済波及効果

(1)概算施設整備等費用

この方針に基づき施設整備等を実施するために要する概要費用を以下のとおり想定しています。

(総額) 約65億円

(内訳) 新宿泊施設整備費、青年の城解体費、キャンプサイトの基盤整備費、大型遊具等設置費、設計・工事監理費 など

※整備費用は、令和5年9月時点の単価等を基に計算しており、以降の物価上昇等の影響は加味していません。

(2)概算管理運営費(年間平均)

この公園の管理運営に必要な人件費および施設の維持管理費の合計として、年間の概算管理運営費を平均で約4.7億円と想定しています。

(3)経済波及効果

公園全体の活性化による地域社会への貢献や人材育成等の教育的効果に加えて、公園の整備・運営にかかる公共投資や来園者の消費行動により、地域に経済的な効果をもたらすと期待されます。これらの経済効果について、「滋賀県経済波及効果分析ツール」(滋賀県総合企画部統計課)を活用し、産業連関表により、以下のとおり推計します。

	建設・設計に伴うもの	維持管理に伴うもの	利用料金収入に伴うもの	事業期間合計
経済波及効果 (単位:億円)	88.4 (建設期間合計)	(年間) 6.4 (18年間)115.2	(年間) 1.7 (18年間)30.6	234.2

5 活性化方針の事業実施スケジュール

事業実施スケジュールは以下を予定しています。

今後、滋賀県立自然公園条例に基づき、活性化の取組を含む公園事業の決定が必要となることから、公園事業を決定のうえ、民間事業者の公募を実施します。

<事業実施スケジュール(想定)>

